

「平成 30 年北海道胆振^{いぶり}東部地震」に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について（第 3 報）

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的な運用のうち、札幌市に設けた暫定基準について、これまで入電していなかった震度データが震度 6 弱であったことに基づき変更します。

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う、北海道と各気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的な運用のうち、通常基準の 8 割の暫定基準を設けた札幌市について、これまで入電していなかった震度データが入電し、震度 6 弱を観測していたことがわかったため、これに基づき、通常基準の 7 割の暫定基準に変更します。

これにより、この地震に伴う土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的な運用は、次のとおりとなります。

通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町（震度 6 弱以上）

札幌市、千歳市、安平町、厚真町、むかわ町、日高町門別、平取町

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町（震度 5 強）

苫小牧市、江別市、三笠市、恵庭市、長沼町、新ひだか町、新冠町

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室	
企画専門官	松下 一樹（内線 36-152）
代表	03-5253-8111 直通 03-5253-8468
F A X	03-5253-1610
気象庁予報部予報課気象防災推進室	
土砂災害気象官	吉松 雅行（内線 3189）
代表	03-3212-8341 F A X 03-3211-8303